

財政投融資

「財政投融資とは、租税ではなく、有償資金、すなわち金利を付して返済しなければならない資金を用いて、民間では困難な大規模・超長期プロジェクトを実施したり、民間金融では困難な長期資金を供給したりすることにより、財政政策のなかで有償資金の活用が適切な政策分野に効率的・効果的に対応する仕組みです。その意味で、財政投融資は財政政策を金融的手法を用いて実施する手段であるといえます。」(財政投融資レポート2001)

財政投融資と予算の関係

財政投融資は予算の一部、予算の情報開示

原資は予算の一部を構成

- 財政投融資資金 特別会計予算総則
- 産業投資特別会計 産業投資特別会計予算
- 政府保証債・政府保証借入金 一般会計予算総則

財政投融資計画を国会に提出

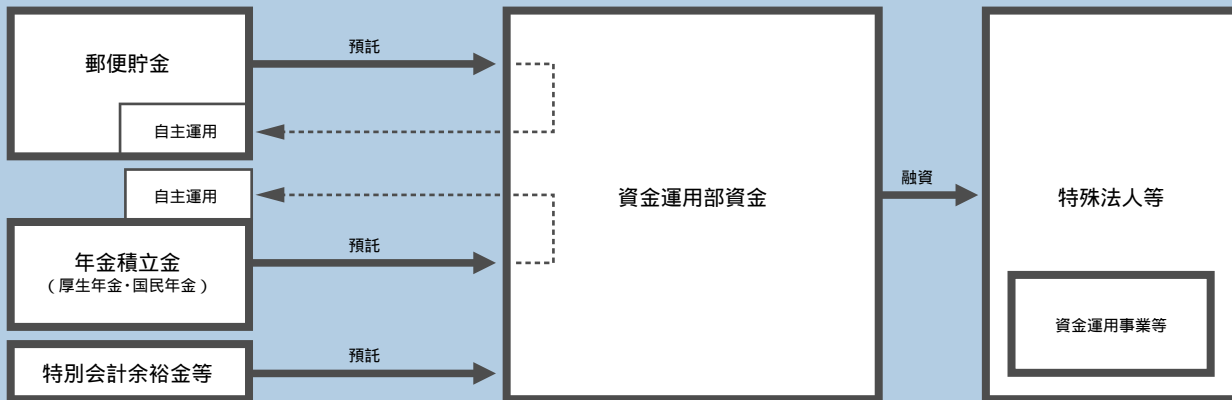
1951年 資金運用部の設立

1953年 最初の財政投融資計画

財政投融資の問題点 「肥大化」

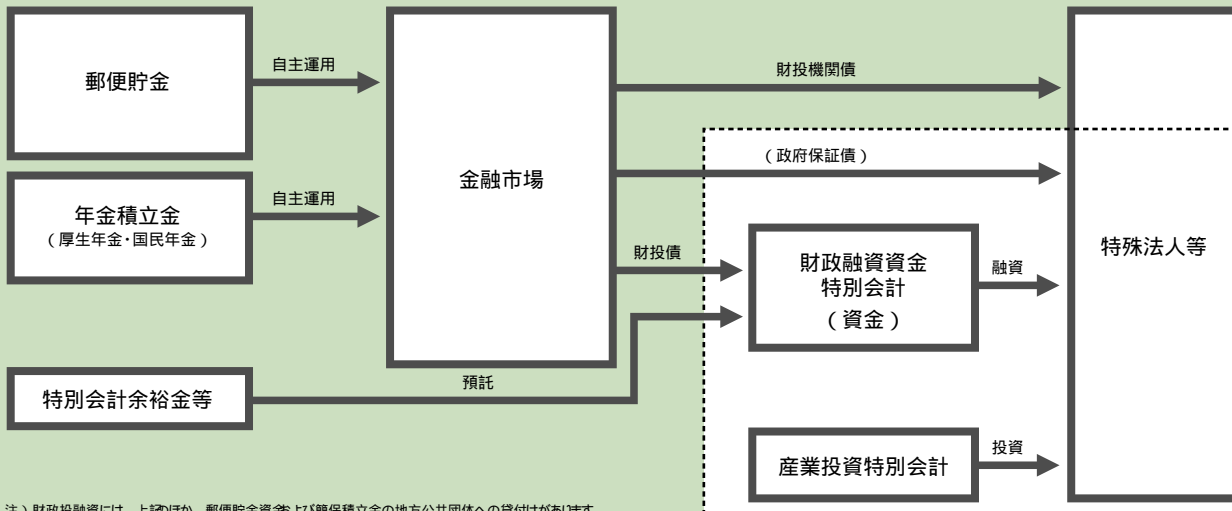
- 1 郵貯の拡大 預貯金に占めるシェアの拡大
定額貯金の魅力
民間銀行では提供できない長期運用商品
金利が高くなる傾向(とくに金利低下局面で)
- 2 「はじめに原資ありき」
郵貯の拡大とともに財投計画が拡大
郵貯の規模と財投機関の規模が一致する必然性はない
- 3 公的金融機関 民業の圧迫
- 4 公共事業実施機関 非効率な事業

改革前の財政投融资の仕組み



注) 改革前の財政投融资の原資には、上記の資金運用部資金のほか、簡保資金 産業投資特別会計 政府保証債があります。

改革後の財政投融资の仕組み



注) 財政投融资には、上記のほか、郵便貯金資金および簡保積立金の地方公共団体への貸付けがあります。

平成14年度財政投融资計画の概要

平成13年12月24日
財 務 省
(単位：億円)

区 分	平成13年度当初計画	平成14年度計画	伸率 (%)
1. 住宅関連機関	93,018 [2,300]	58,617 [6,500]	△ 37.0 (△ 31.7)
住宅金融公庫	83,632 [2,000]	49,669 [6,000]	△ 40.6 (△ 35.0)
都市基盤整備公団	9,386 [300]	8,948 [500]	△ 4.7 (△ 2.5)
2. 中小企業関連機関	54,451 [2,249]	49,112 [6,832]	△ 9.8 (△ 1.3)
うち国民生活金融公庫	37,500 [-]	35,300 [2,000]	△ 5.9 (△ 0.5)
中小企業金融公庫	16,601 [-]	13,712 [2,000]	△ 17.4 (△ 5.4)
3. その他の公庫・銀行	35,066 [2,150]	25,922 [4,320]	△ 26.1 (△ 18.7)
うち国際協力銀行	15,593 [1,000]	12,872 [2,000]	△ 17.5 (△ 10.4)
日本政策投資銀行	14,450 [1,000]	9,100 [2,000]	△ 37.0 (△ 28.2)
農林漁業金融公庫	2,750 [150]	2,080 [220]	△ 24.4 (△ 20.7)
4. その他の公団・事業団等	47,967 [3,359]	42,949 [7,220]	△ 10.5 (△ 2.3)
うち日本道路公団	21,540 [1,500]	21,180 [4,000]	△ 1.7 (9.3)
首都高速道路公団	4,100 [100]	4,621 [300]	12.7 (17.2)
社会福祉・医療事業団	5,428 [100]	3,590 [200]	△ 33.9 (△ 31.4)
阪神高速道路公団	3,562 [100]	3,578 [200]	0.4 (3.2)
日本育英会	2,192 [100]	2,219 [560]	1.2 (21.2)
小 計	230,502 [10,058]	176,600 [24,872]	△ 23.4 (△ 16.2)
5. 地 方	94,970 [1,000]	91,320 [2,200]	△ 3.8 (△ 2.6)
地方公共団体	78,200 [-]	76,000 [-]	△ 2.8 (△ 2.8)
公営企業金融公庫	16,770 [1,000]	15,320 [2,200]	△ 8.6 (△ 1.4)
合 計	325,472 [11,058]	267,920 [27,072]	△ 17.7 (△ 12.3)

(注) 本表は計数整理の結果、異動することがある。

(参考) 1. [] 書は、財投機関債(特殊法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を外書したものであり、平成13年度20機関、平成14年度24機関が発行を予定している。

2. 「伸率」欄は、対前年度伸率である。ただし、() 書は、財政投融资計画に財投機関債を加えたものに対する伸率である。

財政投融资の抜本的改革（2001年4月）

- 1 郵貯, 公的年金の自主運用の開始
「はじめに原資ありき」の解消
資産運用は政府の業務として妥当か？
- 2 財投機関債(政府保証のない財投機関が発行する債券)の発行
市場による規律づけを期待
財投機関債による資金調達はごくわずか
「暗黙の政府保証」が働くと, 市場規律は働かない
財投機関債の格付けは国債を若干下回る
- 3 政策コスト分析
財投事業にかかる公費投入を現在価値化して表示

財投機関の活動のチェックは不十分

特殊法人改革

2000年12月 行政改革大綱

(特殊法人等の改革, 公務員制度等の改革, 行政委託型公益法人等の改革)

2000年12月 行政改革推進本部・行政改革推進事務局の設置

2001年6月 特殊法人等改革基本法

2001年6月 特殊法人等改革推進本部の設置

2001年11月 「先行7法人の改革の方向性について」

- 道路4公団 民営化, 第三者機関で検討
- 住宅金融公庫 5年以内に廃止
- 都市整備基盤公団 集中改革期間中に廃止
- 石油公団 廃止

2001年12月 「特殊法人等整理合理化計画」

- 他の法人との統合を含め, 廃止 17法人
- 民営化等 45法人
- 独立行政法人 38法人
- 現状の組織形態を維持 5法人
- 集中改革期間内に検討し結論 5法人(公営ギャンブル)
- 2002年に検討 8法人(政府系金融機関)

政府系金融機関については結論先送り

「①民業補完, ②政策コスト最小化, ③機関・業務の統合合理化の原則の下, 抜本的な検討を行った上で, 公的金融の対象分野, 規模, 組織の見直しを行うこととする。このため, 経済財政諮問会議において, 平成14年初に検討を開始し, その検討結果を踏まえ, 内閣として, 経済情勢を見極めつつ, できるだけ早い時期に結論を得ることとする。」(特殊法人等整理合理化計画)

政府系金融機関

中小企業金融

国民生活金融公庫, 中小企業金融公庫, 商工組合中央金庫

農林漁業金融公庫

公営企業金融公庫

沖縄振興開発金融公庫

国際協力銀行

日本政策投資銀行

公的金融機関の存在意義: 二段構えの構造

金融機関の存在意義

- 資本市場が完全に機能すれば, 金融仲介機関が存在する必要はない
- 小規模の借り手は, 借り手の情報がうまく伝達されないため(情報の非対称性)に, 資本市場で資金を調達できない
- 金融機関は, 審査・監視(モニタリング)をおこない, 借り手の質に関する情報を生産する
- 間接金融から直接金融への移行にともない, 金融機関の役割は縮小する

公的機関の存在意義

- 民間金融機関の失敗に対して, 公的金融機関が存在する
- 民間金融機関の機能の拡大に応じて, 公的金融機関の役割は縮小する

政府系金融機関の意義は、民間金融機関では融資が困難な借り手に意義のある融資をおこなうことである。

避けなければいけないこと

- 民間金融機関が融資できる対象に融資する(民業の圧迫)
- 社会に損失を与える融資をおこなう(非効率な経営)

政府系金融機関の存在を正当化する根拠として、

- 民間金融機関の判断が社会的観点から正しくない理由
- 政府系金融機関の融資が生み出す価値

を明らかにする必要がある。

しかし、この公的金融の政策効果を計測することが困難であり、結論ははっきりしていない。

公的金融の意義

妥当な便益概念

情報の非対称性 理論的には低利融資が望ましい可能性があることが指摘されている(後述)

リスク分散 大規模なリスクは民間が保証できない

妥当でない便益概念

対抗力 民間金融機関と競争して、効率性を高める

期間変換 民間では供給できない長期資金を供給する

外部性 社会的に価値のあるプロジェクトを促進する

情報生産 公的金融機関が民間ではできない情報を生産する

公的金融の費用(政策コスト)

陽表的なコスト 補助金, 補給金, 出資金の機会費用

陰伏的なコスト 政府の信用による低利での資金調達

「政策コストの最小化」

補助金を投入せず, 低利融資をしない

高リスクの借り手への融資に対象を移していく

(街金の圧迫?)

低利の融資はなぜ必要か?

借り手の質が十分に判別できない場合, 「逆選択」の問題(金利を上げると, 危険な借り手が貸出市場に参入する)が生じて, 資金供給が過小になる。利子補給をして低利で融資し, 資金需要を増やすのが望ましい。

現実に成立しているのかどうか, 十分に確認されていない。